

共同研究等への学生を参加させる際の留意事項

共同研究等契約締結して実施する研究（以下「共同研究等」という。）においては、万が一情報漏えい等がおきた場合は、損害賠償が発生する可能性もあり、本学および研究代表者、研究協力者の刑事的責任、社会的責任が問われる可能性もあります。

そこで、共同研究等に学生を参加させる場合、以下について教員は十分に理解し、学生に説明したうえで学生を研究に参加させることとし、学生に対して別紙秘密保持誓約書を求め、地域連携・研究支援課まで提出してください。

秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）の方へ

学生は教育を受ける立場にあります。学生は授業料を払い、教育を受ける権利を享受しており、大学の雇用者ではありません。大学は学生に対して共同研究等への参加を強要することはできません。

ただし、教育上有意義であると判断される場合（研究者や高度技術者を目指す観点から、あるいは先進的教育に触れられる、社会の現場での課題に取り組めるなど）、教育の一環として学生を共同研究等に参加させることは、学生にとっても有意義な面があります。よって、共同研究等の参加には、「教育上有意義であること」、「自らの意志で参加すること」、「学生の教育を受ける権利を阻害しないこと」について、あらためて確認をお願いします。また、共同研究等に参加を希望しない学生に対し、不利益な扱いを行ってははいけません。

研究協力者にする場合は相手先企業の了解が必要となります。さらに、当該学生が、共同研究先の競合先企業へ就職した場合等の守秘義務の問題が懸念されますが、研究協力者になった学生を就職先選定等で制約することはできません。

また、学会等で共同研究等の成果を公表しようとする場合に、企業等から何らかの制約を受ける可能性があります。共同研究等の成果の公表については、契約に従うとともに、相手先と事前に調整する必要があります。

【注意事項】

秘密保持誓約書は、学生等が自由意思に基づいて提出すべきものであり、秘密保持誓約書の提出を強要することはできません。学生等が、秘密保持誓約書提出を拒否した場合においても、他の学生等と差別することなく、教育、研究指導をする義務を有します。学生等が、秘密保持誓約書の提出を拒否した為に企業等との共同研究等に参加させることができない場合は、他の研究テーマを与えるなどの対応をとってください。

確 認 書

【確認事項】

1. 研究について

- 学生は、秘密情報管理責任者（以下「当該研究の責任者」という。）から本研究の内容（テーマ、目的、内容、相手先等）について説明を受け、理解しましたか。
- 学生は、当該研究の責任者から本研究に参加しない場合でも、不利益（成績評価、就職試験の推薦、進学、研究指導等）を受けることはないという説明を受け、理解しましたか。
- 学生は、当該研究の責任者から本研究に参加することが、教育上有意義であることについての説明を受け、理解しましたか。

2. 秘密保持について

- 学生は、当該研究の責任者から本研究の秘密情報、ノウハウおよび本研究に参加することによって知り得た情報を、秘密保持期間内、適切に管理し、第三者へ漏洩してはならないことについて説明を受け、理解しましたか。
- 学生は、当該研究の責任者から卒業等により身分に変更があった場合においても、前項の内容について第三者へ漏洩してはならないことについて説明を受け、理解しましたか。
- 学生は、当該研究の責任者から研究発表・論文投稿等成果の公表時には、その内容等に関して制限がかかる場合があるため、公表前に秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）に相談することの説明を受け、理解しましたか。
- 学生は、当該研究の責任者から就職試験等の面接を受けるにあたっては、面接時に本研究内容の情報を話すことで研究の相手先に不利益を与える場合があるため、事前に秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）に相談することの説明を受け、理解しましたか。

研究テーマ	
研究の種別	<input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究 <input type="checkbox"/> その他
相手先(共同研究・受託研究の場合)	
秘密保持期間（相手の秘密情報）	
公表の予告通知が必要な期間	